

春日井市安全安心地域アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が防災、防犯又は交通安全に対する知識を取得し、地域による自主的な防災、防犯又は交通安全に対する意識の向上を図るため、春日井市安全安心地域アドバイザー派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市長は、区、町内会、自治会及び各種団体（以下「町内会等」という。）の求めにより春日井市安全安心地域アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、防災、防犯又は交通安全に必要な知識の提供を図るものとする。

(アドバイザーの登録)

第3条 市長は、別に定めるところにより公募した者のうち、アドバイザーとしてふさわしい人格と熱意を有し、かつ、防災、防犯又は交通安全に関する相当の知見を有すると認められる者を選考し、登録する。

(職務)

第4条 アドバイザーは町内会等を訪問し、公正な立場で市民への防災、防犯又は交通安全についての講話を行い、必要に応じて意見を述べることを職務とする。

2 アドバイザーは、その活動内容について、市に報告をしなければならない。

(登録期間)

第5条 アドバイザーの登録期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(登録の取消)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことがある。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(派遣の手続)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する町内会等は、派遣の日時、場所、参加予定人数及び派遣の講話内容を記した書面を市長に提出しなければならない。

(アドバイザー登録証)

第8条 アドバイザーは、職務を遂行するときは、常に春日井市安全安心地域アドバイザー登録証(別記様式。以下「登録証」という。)を携帯し、身に付け、関係者から請求を受けたときは、提示しなければならない。

2 アドバイザーは、登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 アドバイザーは、登録証を棄損、汚損又は紛失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出るものとし、職務を退いたときは、登録証を直ちに返還しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

別記様式（第8条関係）

（表）

第 号 春日井市安全安心地域アドバイザー登録証	
顔写真 3.0 mm× 2.5 mm	氏 名 交付日 年 月 日 この者は、春日井市安全安心 地域アドバイザーであることを証する。
	春日井市長 印

（裏）

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、職務を遂行するときは、常に携帯し、身に付けなければならない。2 本証は、関係者から請求を受けたときは、提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 本証を棄損、汚損又は紛失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。5 職務を退いた場合は、本証を直ちに返還しなければならない。6 本証の有効期限は、交付日から2年とする。
